

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第25号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年3月2日 15時16分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港東方沖 和田ノ鼻灯台から真方位094° 11.8海里付近 (概位 北緯33° 59.74′ 東経134° 52.27′)
事故等調査の経過	平成27年3月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <small>ウエン チェン</small> WEN CHENG（トーゴ共和国籍）、2,423トン 8896819（IMO番号）、ZHENG SHUN SHIPPING CO.,LTD B 漁船 <small>ちようせん</small> 長延丸、13トン TO2-2826（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 航海士A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B <small>けたあみ</small> 桁網、右舷船尾ブルワークに破損等
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか10人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、航海士A及び甲板手が当直につき、鳴門海峡へ向け、約317°（真方位、以下同じ。）の針路及び約7.1ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で徳島小松島港東方沖を航行中、平成27年3月2日15時16分ごろ、A船の船首とB船のえい網索とが衝突した。 A船は、海上保安庁から徳島小松島港に向かうよう指示を受け、同港の沖に錨泊した。 B船は、船長Bほか甲板員1人が乗り組み、11時30分ごろ徳島小松島港を出発し、同港東方沖の漁場に至り、桁網による底引き網漁を開始した。 船長Bは、船尾から約400mのえい網索を繰り出して約020°の針路及び約4knの速力で3回目の操業を始めるとともに、船首甲板で甲板員と共に、選別を終えた魚を甲板上の魚倉に入れる作業を行った。 船長Bは、船首甲板での作業を終え、操舵室に移動して桁網の引揚げ準備のために雨具を脱いでいたところ、右舷後方約100mのとこ

	<p>ろにA船を初めて認めたが、避航動作をとる間もなく、B船のえい網索とA船の船首部とが衝突するのを目撃した。</p> <p>B船は、えい網索に引きずられて船尾がA船と衝突し、A船が停止した後、機関を後進にかけてA船から離れ、118番通報するとともに自力で帰港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>B船は、足赤えび^{あしあか}などを漁獲する、まんが漁業に従事していた。</p> <p>船長Bは、ふだんから桁網のえい網中に、甲板員と共に船首甲板で漁獲した魚の処理作業を行っていた。</p> <p>B船は、トロールに従事中の船舶であることを示す形象物を表示していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A 不明、B あり</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A船は、徳島小松島港東方沖を北西進中、B船のえい網索と衝突したものと考えられるが、航海士Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、徳島小松島港東方沖において、えい網しながら北北東進中、船長Bが、船首甲板で魚の処理作業を行い、見張りを行っていなかったことから、A船の接近に気付かず、そのえい網索とA船とが衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、徳島小松島港東方沖において、A船が北西進中、B船がえい網しながら北北東進中、A船とB船のえい網索が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は常時見張りを適切に行うこと。